

議案第21号

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年11月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(山陰海岸学習館の附置)</u></p> <p><u>第3条 県民の海洋に関する知識の普及を図るとともに、体験学習等を通じて自然を大切にすることをはぐくむため、博物館に山陰海岸学習館を附置する。</u></p> <p><u>2 山陰海岸学習館は、岩美郡岩美町に置く。</u></p> <p><u>(開館時間)</u></p> <p><u>第4条 博物館（山陰海岸学習館を除く。以下第6条及び第10条において同じ。）の開館時間は、午前9時から午後5時まで（4月1日から10月31日までの間における土曜日にあつては、午前9時から午後7時まで）とする。</u></p> <p><u>2 山陰海岸学習館の開館時間は、午前9時から午後5時まで（7月1日から8月31日までの間における土曜日にあつては、午前9時から午後6時まで）とする。</u></p> <p><u>3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に前2項の開館時間を変更することができる。</u></p> <p><u>4 教育委員会は、前項の規定により開館時間を変更するとき、</u></p>	

あらかじめその旨を掲示しなければならない。

(休館日)

第5条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その翌日（その日が休日である場合を除く。））

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日（その日が日曜日又は休日である場合を除く。）

(3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

2 前項の規定にかかわらず、7月20日から8月31日までの間における月曜日（その日が休日である場合は、その翌日を含む。）は、山陰海岸学習館を開館するものとする。

3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

4 教育委員会は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない

い。

(利用の許可)

第6条 略

(行為の制限等)

第7条 博物館においては、次の行為をしてはならない。

(1) 博物館の施設又は博物館資料をき損し、若しくは汚損し、
又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 許可を受けないで博物館資料を模写し、又は撮影するこ
と。

(3) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をする
こと。

(4) 許可を受けないで物品を販売すること。

(5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をする
こと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める行為

2 教育委員会は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある
者に対しては、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退去

(利用の許可)

第3条 略

を命ずることができる。

(措置命令)

第8条 教育委員会は、博物館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、博物館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）その他の博物館を使用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(許可の取消し)

第9条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条又は第7条第1項第2号若しくは第4号の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 許可の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(使用料の徴収)

第10条 略

(使用料の減免)

第11条 略

(教育委員会規則への委任)

第12条 略

別表 (第10条関係) 略

(使用料の徴収)

第4条 略

(使用料の減免)

第5条 略

(教育委員会規則への委任)

第6条 略

別表 (第4条関係) 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例及び同条例に基づく規則の規定によりされた許可その他の行為は、改正後の鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

(鳥取県立山陰海岸自然科学館の設置及び管理に関する条例の廃止)

- 3 鳥取県立山陰海岸自然科学館の設置及び管理に関する条例（昭和51年鳥取県条例第27号）は、廃止する。